

議員提出議案第2号

北方領土返還の促進に関する意見書

上記の議案を提出します。

令和3年3月23日

中野区議会議長 高橋 かずちか 殿

提出者 中野区議会議員

伊藤 正信

木村 広一

ひやま 隆

白井 ひでふみ

大内 しんご

酒井 たくや

北方領土返還の促進に関する意見書

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島から成る北方四島は、いまだかつて一度も外国の領土となったことがない我が国固有の領土です。しかしながら、1945年8月の我が国によるポツダム宣言受諾直後にソ連軍に不法占拠されてから、75年もの長きにわたる年月が経過しました。

生まれ故郷を追われた元島民の方々の、長きにわたる御労苦や故郷を思う心情は、察するに余りあります。北方領土問題は、我が国の主権に関わる重大な問題であり、これらの返還は国民の一致した願いです。また元島民の方々の高齢化も進んでいることから、一刻も早い返還の実現が切実に望まれています。令和2年度は、当初計画されていた四島交流、北方墓参、及び自由訪問等の事業が新型コロナウイルス感染症の影響により実施されなかったことは極めて残念です。

菅総理はプーチン大統領と、引き続き、歯舞群島及び色丹島の先行返還が明記されている「日ソ共同宣言」を土台として、平和条約交渉を加速させることを確認しました。現実的な交渉を進めることは理解できますが、日本政府にとって、返還とは主権を伴った返還であることは言うまでもなく、択捉、国後両島についても日本への帰属を明確にすべきです。

現在、日露間では北方領土における共同経済活動にむけた協議が行われていますが、その一方で、ロシアは昨年12月にも択捉島に新たな地对空ミサイルを配備するなど、択捉、国後両島の軍事拠点化を進め、色丹島及び歯舞群島の実効支配を強めています。これらは、我が国をはじめとする東アジア地域のみならず、国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦であり、断じて容認できません。この間の経済協力を通して返還の進展を引き出すという政府の方策については、これまでの外交交渉の経緯及び内容を踏まえ十分検証する必要があります。

北方領土問題・平和条約締結の交渉において、「歴史的・法的事実に立脚し、両国の合意の上で作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する」という指針を崩すことなく、真の信頼友好関係が築かれることを目指し、北方領土の早期返還に向けてさらなる努力を行うことをここに強く求めます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により北方領土問題の早期解決に向けた交渉が後退することのないよう、北方領土は我が国固有の領土であることの正当性を国際社会に訴えていくとともに、経済・文化交流等を通じたロシアとの信頼醸成、元島民及びその家族等に対する支援、返還に向けた世論の喚起などに引き続き取り組むよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

経済産業大臣

あて

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

ロシア経済分野協力担当大臣

中野区議会議長名